

平成30年度西東京市下水道事業特別会計予算

平成30年度西東京市の下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,815,401千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

平成30年2月26日 提出

西東京市長 丸 山 浩 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		300
	1 下水道受益者負担金	300
2 使用料及び手数料		2,009,817
	1 使用料	2,009,567
	2 手数料	250
3 国庫支出金		11,500
	1 国庫補助金	11,500
4 都支出金		575
	1 都補助金	575
5 寄附金		1
	1 寄附金	1
6 繰入金		266,000
	1 一般会計繰入金	266,000
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		7
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 市預金利子	5
	3 雑収入	1
9 市債		527,200
	1 市債	527,200
歳入合計		2,815,401

歳 出

(単位:千円)

款	項	金 額
1 下水道費		1,901,786
	1 下水道管理費	1,342,639
	2 下水道建設費	559,147
2 公債費		909,615
	1 公債費	909,615
3 予備費		4,000
	1 予備費	4,000
歳出合計		2,815,401

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業	527,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる場 合、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直し後の利率)	据置期間を含み40年以内 に償還する。 ただし、市財政の都合に より据置期間及び償還期限 を短縮し若しくは繰上償還 又は低利債に借換えするこ とができる。